

随 意 契 約 結 果 一 覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
保健福祉部 福祉局地域福祉課 (地域福祉推進係)	令和7年度成年後 見制度市町村体制 整備支援機能強化 事業委託業務	令和7年(2025年) 3月26日	札幌市中央区北2条西7丁目1番地 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	5,185,000	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者や障がい者の権利擁護支援に関する広範な知識があり、市町村や中核機関の課題やニーズを的確に把握することができること。 2 権利擁護支援に関わる人材の資質向上に関するノウハウを有し、適切に事業を実施できること。 3 裁判所や法律、福祉の専門職団体等との権利擁護支援に関するネットワークを有し、相互協力のもと人材育成や中核機関の立ち上げ後も切れ目のない支援が実施できること。 4 本道全域を対象として、中立公正な立場から事業を実施できる者であること。 5 事業を適正かつ円滑に実施するための事務的能力を有していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係の1の(2) (契約の目的物が代替性のないものであるとき) 	
保健福祉部 福祉局地域福祉課 (地域福祉推進係)	令和7年度民生委 員・児童委員等研 修事業委託業務	令和7年(2025年) 3月26日	札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2.7 公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟	8,544,068	<ol style="list-style-type: none"> 1 民生委員・児童委員の活動に関する十分な知識があること。 2 実際の民生委員・児童委員活動における課題や成果をフィードバックした実践的な研修を企画、実施できること。 3 道内各地において、それぞれの地域の課題等を踏まえた研修を実施できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係の1の(2) (契約の目的物が代替性のないものであるとき) 	
保健福祉部 福祉局地域福祉課 (地域福祉推進係)	令和7年度生活困 窮者就労準備支援 事業委託業務	令和7年(2025年) 3月28日	札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2.7 生活困窮者就労準備支援事業委託 業務コンソーシアム	46,988,000	<ol style="list-style-type: none"> 1 道の自立相談支援機関と連携体制が構築されていること。 2 全道域で就労訓練先となりうる施設・事業所等とのネットワークを有していること。 3 一般就労が困難な生活困窮者の特性を踏まえ、信頼関係を構築しながら安定・継続した支援が可能であること。 4 職業安定法による職業紹介事業の許可を受けており、職業斡旋について適切な資格を有する事業者であって、かつ、直ちに一般就労へ移行することが困難な生活困窮者を対象として、福祉的な観点による就労支援の専門的知識や技術、ノウハウなどを有し、個々の状況に応じた支援内容の組み立てができる者であること。 5 道内各地域をもれなくカバーできるよう、道内において広域的なネットワークを有し、行政、福祉関係団体や社会福祉協議会、民生委員児童委員など地域に根ざした団体と連携した取り組みを行っており、対象者への適時・適切な支援が可能であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係の1の(2) (契約の目的物が代替性のないものであるとき) 	

随 意 契 約 結 果 一 覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
保健福祉部 福祉局地域福祉課 (地域福祉推進係)	令和7年度地域生活定着支援事業委託業務	令和7年(2025年) 3月31日	札幌市中央区大通西5丁目11番地大五ビル 社会福祉法人 北海道社会福祉事業団	78,426,000	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門的かつ継続的な支援 刑務所等を退所した高齢者又は障がい者に対する支援実績を有し、自尊心や社会への信頼感を持つことが難しいといった対象者の特性を踏まえつつ、信頼関係を構築しながら安定・継続した支援が可能であること。 2 円滑な事業展開 道内に広域的なネットワークを有し、全道の福祉施設等の状況に精通するとともに、道内2か所に地域生活定着支援センターを設置・運営し、対象者への適時・適切な支援が可能であること。 3 関係機関との連携 行政機関や司法機関との関わりはもとより、道内全域の社会福祉施設との連携・調整が可能であること。 4 事業の適正執行 事業を適正に運営することが可能であり、公共的性格を有する団体であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節関係の1の(2) (契約の目的物が代替性のないものであるとき) 	
保健福祉部 福祉局地域福祉課 (地域福祉推進係)	令和7年度重層的支援体制構築に向けた後方支援事業委託常務	令和7年(2025年) 6月2日	札幌市中央区北4条西6丁目1番1毎日札幌会館 一般社団法人 北海道総合研究調査会	9,064,545	<p>公募型プロポーザル方式による。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・北海道財務規則運用方針第6章第3節(随意契約)関係1の(2)</p>	